

「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「とやま女性活躍企業」認定制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を県に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体等が営利を目的とせずに使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき。
- (4) その他知事がその使用を適当と認めたとき。

2 前項第1号及び第4号に掲げるものが使用するときには、「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク使用届出書（様式第2号）を県に提出しなければならない。

3 ロゴマークのデータ等は、メールで提供するものとする。

(使用承認)

第3条 県は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、使用目的等が適当と認めるときは、「とやま女性活躍企業」認定制度ロゴマーク使用承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 県は、前項の承認にあたって、必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た内容の範囲内でロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークのデザインは、別紙ロゴマーク使用マニュアルのとおりとすること。
- (3) ロゴマークをみだりに改変して使用してはならないこと。
- (4) 申請者のロゴマーク使用期間は、「とやま女性活躍企業」認定期間とすること。

(使用の差止め)

第5条 県は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

- (1) 前条の遵守事項に反するとき。
- (2) 使用者独自のマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用されると認められるとき。
- (3) 法令に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治活動、宗教的行事等に使用される時。
- (5) 県及び「とやま女性活躍企業」認定制度のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (6) その他県がロゴマークの使用が適当でないとき。

2 県は、使用者が前項の規定によりロゴマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。